

改正案	現行
<p>一 一の基幹放送局と同一の免許人に属し、かつ、同一の種類の放送を行う他の一の基幹放送局の放送番組の全部を同時に中継する放送（以下「同時中継放送」という。）を行う当該一の基幹放送局（一日の放送時間のうち三十分以内の時間に同時中継放送以外の放送を行うものを含む。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>一 次に掲げる放送を行わない時間の全部について、同一の免許人に属し、かつ、同一の種類の放送を行う一の基幹放送局の放送番組を同時に中継する放送（以下「同時中継放送」という。）を行う基幹放送局</p> <p>ア 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）によるものに限る。）に係る基幹放送局の廃止又は放送の休止に関する告知を行う放送（以下「告知放送」という。）</p> <p>イ 同時中継放送及び告知放送以外の放送（一日の放送時間のうち三十分以内の時間について行われるものに限る。）</p> <p>二 前項イに掲げる放送を行わない放送時間の全部について、告知放送を行う中継局</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 テレビジョン放送を行う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設するテレビジョン音声多重放送を行う基幹放送局</p> <p>五・六 （同上）</p>